

平塚市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市（以下「市」という。）の新たな財源の確保のために、市の資産を広告媒体として活用し、これに広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ 市に納付するべき税を滞納しているもの

エ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

(5) 政治性又は宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張に係るもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

(広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

(1) 市の印刷物

(2) 市のホームページ

(3) その他広告媒体として活用可能な市の資産

2 市は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、広告掲載料を定めずに広告を募集する場合は、この限りではない。

(1) 市内に事業所を有するものの広告

(2) 前号に掲げる広告以外の広告

2 前項本文の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位

を定めることができるものとする。

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

2 前項の規定により定める掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(広告の募集方法)

第 6 条 広告の募集は、公募とし、広報ひらつか又は市のホームページに掲載すること等により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募によらず、広告主になりうる者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告掲載を希望するものは、所定の申込書に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第 8 条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第 2 条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

2 市長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超過しているときは、次に定めるところにより決定する。

(1) 第 4 条の規定による広告掲載の優先順位による。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ規定した方法による。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは掲載希望者にその旨を通知しなければならない。

4 市長は、第 1 項に規定する審査に当たり、疑義が生じたときは、平塚市広告審査委員会に諮るものとする。

(審査委員会の設置)

第 9 条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、平塚市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 前条第 1 項に規定する広告掲載の審査に関すること。

(2) その他広告の掲載に関すること。

2 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(広告掲載料の納付)

第 10 条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) その他市長が広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に返還する必要があると認めたととき。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、市に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(物品による受入れ)

第 14 条 市長は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。

3 第 1 項の規定による物品の受入れについては、公募により行うことができる。この場合においては、この要綱の規定を準用する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。